

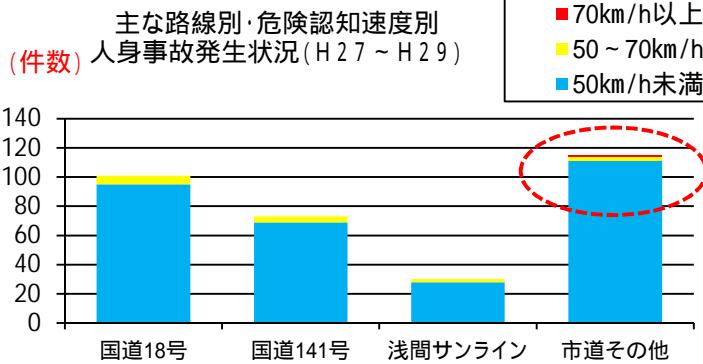
速度取締り指針

小諸警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	地区	規制速度
市道その他	8:00 ~ 12:00	御影新田地区	50km/h

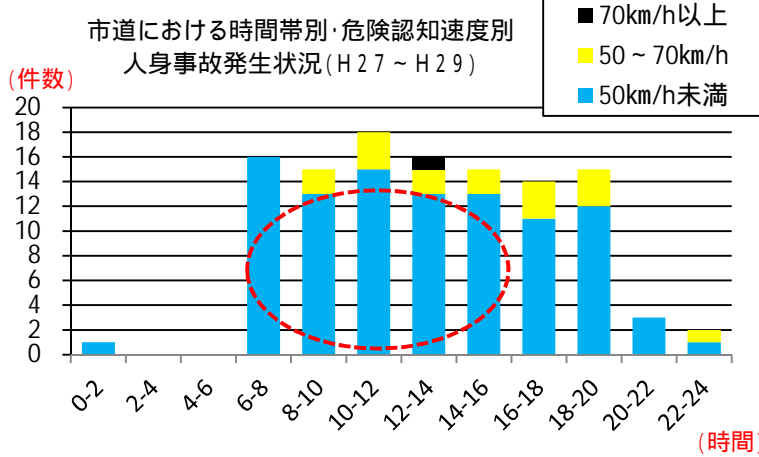
重点以外の場所、時間帯であっても、幹線道路等での取締りを実施する。

小諸警察署管内における交通事故実態



主な幹線道路別に過去3年の事故発生状況を比較すると、国道18号、国道141号、市道その他の道路での発生が多い。

危険認知速度別に見ても、幹線道路や幹線道路とつながる市道において、50km/h以上での事故が発生しており、実勢速度も高い。



過去3年の市道周辺における時間帯別・危険認知速度別事故発生状況を分析すると、10時から12時の時間帯に高速度(制限速度超)での事故が多い。

~ 平成29年の交通事故の特徴 ~

小諸署管内では、人身事故が171件発生し、69.0%が国道・県道の幹線道路で発生。死亡事故は、市道(グリーンロード)において1件発生し、速度に起因している。全交通事故のうち、41.5%が追突事故で、22.2%が出会い頭の事故。交通事故の発生時間帯別内訳は、昼間(10時~13時台)の発生が多い。

その他の交通指導取締り要点

人身交通事故の発生の多い、国道18号、141号及び県道では、追突事故の原因である携帯電話使用違反や被害軽減のため、シートベルト装着違反等の交通指導取締りを強化するとともに、赤色灯を回転させたパトカーによる流動警戒、駐留警戒を実施する。